

令和6年度 旭川市屋外広告物講習会の御案内

「屋外広告物講習会」は、広告物の設置や管理に関する必要な知識の修得のため、「旭川市屋外広告物条例」に基づき、毎年1回開催しています。

屋外広告物に関する次の業務を行うためには、当該講習会の修了が必要になります。

- ・屋外広告業の業務主任者
- ・表示面積 10 m²を超える固定広告物の管理者など

- 1 日 時 令和6年11月8日(金) 10:30 ~ 16:40
- 2 会 場 旭川市総合庁舎7階会議室7B(旭川市7条通9丁目)
- 3 受講資格 特に制限はありません。なお、講習会を一度受講された方の再受講は不要です。
- 4 受講申込

受付期間	令和6年9月2日(月)から令和6年10月18日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分~午後5時15分) ※ 郵送・信書便の場合は、10月18日(金)必着
申込方法	次の書類を窓口を持参又は郵送による。
提出書類	(1) 屋外広告物講習会受講申込書 1通 (受講申込書は建築総務課ホームページからダウンロードできます。) (記入には消せるボールペンは使用しないでください。) (2) 受講者本人の住民票の写し(マイナンバーの記載の無いもの)又はこれに代わる書面(公の機関が発行したもので居住地の記載があるもの) 1通 (3) 写真1枚(縦4cm×横3cmで申込み前6か月以内に無帽で正面から上半身を撮影したもの、デジタルカメラで撮影した写真でも可) (4) 講習科目の一部免除の申出 次に該当する方は、申出により講習科目の一部が免除されます。 ア 建築士(一級建築士、二級建築士及び木造建築士) イ 電気工事士(第一種電気工事士及び第二種電気工事士) ウ 第1種~第3種電気主任技術者 エ 帆布製品製造に関する職業訓練指導員等 旭川市屋外広告物条例施行規則第31条により、講習科目(施工に関する事項)の一部免除を希望する方は、受講申込書の下段に必要事項を記入し、アからエのいずれかに該当することを証する証明書等(職業訓練免許状等)の写しを1部添えて申し込みしてください。なお、この場合でも受講手数料の減額措置はありません。
定 員	20名(定員に達した場合は先着順となります)
受講手数料	3,010円
納付方法	受付後、納付書を発行しますので金融機関でお支払いください。納付の確認ができ次第、受講票を交付します。なお、受講申込み後、講習会を受講されなくても受講手数料はお返しできません。
提出先 (郵送・信書便可)	〒070-8525 旭川市6条通10丁目旭川市第三庁舎4階 旭川市建築部建築総務課

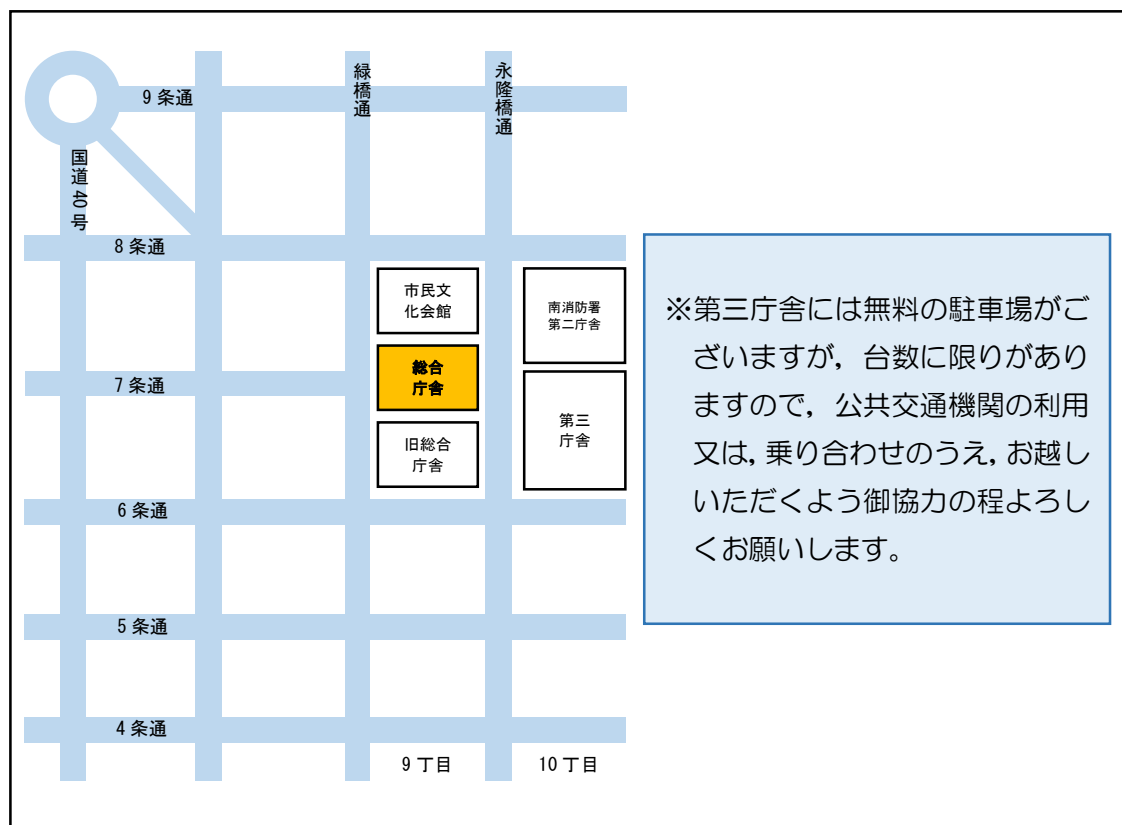
5 講習科目及び時間割

時間割	講 習 科 目	時間数
10:30～10:55	受付	—
10:55～11:00	開会，主催者挨拶	—
11:00～12:00	屋外広告物の施工に関する事	1 時間 00 分
12:30～13:00	受付（講習科目の一部免除者のみ）	—
13:00～14:30	屋外広告物の表示方法に関する事	1 時間 30 分
14:30～14:40	休憩	—
14:40～15:10	道路法に関する事	30 分
15:10～16:30	屋外広告物の法令及び条例に関する事	1 時間 20 分
16:30～16:40	閉会，修了証書交付	—

本講習会は「屋外広告の知識（第四次改訂版）デザイン編，設計・施工編」及び「屋外広告の知識（第五次改訂版）法令編」全3巻（株式会社ぎょうせい発行）を基に進めますが，受講にあたり当該書籍の購入は不要です。

購入される方は直接，株式会社ぎょうせい（011-241-1971）にお問い合わせください。

6 会場案内



7 問い合わせ先

旭川市建築部建築総務課 電 話：0166-25-9842

メール：okugai@city.asahikawa.lg.jp

旭川市ホームページ

ホーム ＞ 事業者向け ＞ 都市計画・建設・空港 ＞ 景観づくり・屋外広告物 ＞ 旭川市屋外広告物講習会

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/527/529/d052887.html>